

令和3年第13回雫石町農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和3年12月21日(火) 午後2時

2 開催場所 雫石町役場3階大会議室

3 出席した委員

農業委員

1 番 岡 森 喜与一
2 番 山 本 長 栄
3 番 松ノ木 睦 男
4 番 新 田 善 男
5 番 舛 澤 誠 一
7 番 堂 屋 剛
8 番 木 村 正 美
10 番 八丁野 よし子
11 番 坂 下 千枝子

農地利用最適化推進委員

雫 石 田 村 國 彦
雫 石 藤 村 博 志
雫 石 福 崎 公 博
雫 石 徳 田 雅 博
御 所 吉 田 光 彦
御 所 米 澤 晃
御 所 川 口 英 敏
御 所 細 川 健 一
西 山 高 橋 浩 之
西 山 柿 木 一 明
西 山 山 田 裕 明
西 山 松 本 光 正
御明神 伊 藤 庄 一
御明神 南 野 久 晃
御明神 木 村 久 雄
御明神 夷 森 和 人

4 欠席した委員

農業委員 6番 細川仁、9番 山崎忍

推進委員 西山 朝賀重雄、御明神 砂壁純也

5 議案

第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

第4号 農用地利用集積計画に対する意見決定について

第5号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について

第6号 農地法第30条の規定による農地利用状況調査に係る農地・非農地判断に対する可否決定について

6 職務のため出席した職員

事務局長 上 村 光 俊
係 長 高 橋 直 也
主 任 四ツ家 広 衣

開会時刻 午後2時00分

議長 　　ただ今の出席議員は、農業委員9名、推進委員16名、計25名であります。雫石町農業委員会規則第11条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので、本総会は成立いたします。

　　これより令和3年第13回雫石町農業委員会総会を開会いたします。本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりでありますので朗読を省略いたします。

　　諸般の報告を行います。事務局から説明をお願いします。

事務局 　　（資料に基づき説明）

議長 　　ただ今事務局から説明がありました。これに質問などございますか。

　　（なし）

議長 　　なければ、これで諸般の報告を終わります。

　　これより本日の議事日程に入ります。

　　日程第1、会議録署名人及び書記の指名についてお諮りいたします。本案件につきましては、雫石町農業委員会規則第13条の規定により当職から指名することにご異議ございませんか。

委員 　　「異議なし」の声

議長 　　異議なしと認め、会議録署名人には8番、木村正美委員、10番、八丁野よし子委員、書記には事務局の高橋係長及び四ツ家主任を指名します。

　　日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。この総会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

委員 　　「異議なし」の声

議長 　　異議なしと認め会期は本日1日とすることに決定いたしました。

　　日程第3、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 　　ただ今上程されました議案について説明いたします。

　　（議案書朗読説明）

許可申請事項について説明いたします。

番号1、〇〇が所有する畑1筆、面積1,007㎡について、〇〇に贈与しようとするものです。

番号2、〇〇が所有する田1筆、面積400㎡について、〇〇と売買しようとするものです。

番号3、〇〇が所有する田1筆、面積474㎡について、〇〇に贈与しようとするものです。

以上説明しました案件に係る調査書を4～5ページに添えておりますが、農地法第3条第2項の規定に該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと思われまます。なお、別冊にてこの申請に係る地図等を配布しておりますので併せてご覧下さるようお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。今回の現地確認は、8番、木村正美委員、3番、松ノ木睦男委員、細川健一推進委員、山田裕明推進委員、南野久晃推進委員が行っております。本案件の現地確認報告について、現地確認全般を8番、木村正美委員、番号1を山田裕明推進委員、番号2と3を3番、松ノ木睦男委員にお願いいたします。

8番 木村委員

現地調査全般についてご報告いたします。12月16日、第1班の農業委員と農地利用最適化推進委員及び事務局が現地調査を行い、申請のあった農地並びにその周辺の農地の利用状況を確認しました。全ての案件につきまして、譲受人又は借受人にかかる申請内容、営農計画などから、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用出来るものと見込まれます。また、地域に及ぼす影響については、一般的な栽培計画、利用計画である事から、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

山田 推進委員

番号1についてご報告いたします。場所は総会資料の24ページにあります『3条：〇〇・〇〇』となっている所で、〇〇から南へ約250mの場所になります。詳細な位置などは別冊資料1～2ページをご覧下さい。こちらの案件は土地の贈与ですが、〇〇さんは隣接する場所に居住しており、今回、〇〇さんが所有する農地を新たに譲り受けて新規就農するものです。申請地は畑として野菜が生産されておりました。贈与ということですが、両者合意のもとでの申請ですし、所有権移転後も現在と同様に〇〇さんが畑として耕作する計画ということで問題ないと思われまます。

3番 松ノ木委員

番号2と番号3についてご報告いたします。始めに番号2についてですが、場所は総会資料の24ページにあります『3条：〇〇・〇〇』となっている所で、〇〇から北へ約900mの場所になります。詳細な位置などは別冊資料1の5～6ページをご覧下さい。こちらの案件は

土地の売買ですが、〇〇さんが所有する水田に割田として付随しているのが今回の申請地であり、〇〇さんが規模を縮小することから、〇〇さんが相談を受け購入することになったとの事です。現地の状況は、稲の収穫を終えた状況でしたが、売買後も利用状況が変わるものではない事から問題ないものと思われま

す。次に番号3についてですが、場所は総会資料の25ページにあります『3条：〇〇・〇〇』となっている所で、〇〇から北へ約200mの場所になります。詳細な位置などは別冊資料1の7～8ページをご覧ください。こちらは土地の贈与ですが、〇〇さんと〇〇さんは親戚関係との事で、〇〇さんが自宅に隣接する農地を譲り受けた旨相談し、今回の申請になったとの事です。現地の状況は、野菜の収穫を終えた状況でしたが、贈与後も利用状況が変わるものではない事から問題ないものと思われま

議長

現地確認報告が終わりました。ただ今から質疑に入ります。質疑、ご意見ございませんか。

(なし)

議長

なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委員

「全員挙手」

議長

全員挙手であります。よって議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

日程第4、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

ただ今上程されました議案について説明いたします。

(議案書朗読説明)

許可申請事項について説明いたします。

番号1、〇〇が自己所有地、田1筆、面積190㎡を、宅地を拡張し〇〇として整備のため転用しようとするものです。本案件の申請農地は、10ha以上の一団の農地である事から第1種農地に区分されますが、計画内容が既存施設の拡張であり、かつ、拡張する部分の面積が既存施設の面積の2分の1以下である事から、農地転用許可基準を満たし

ているものと思われます。なお、別冊にてこの申請に係る地図等を配布しておりますので、併せてご覧下さるようお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。質疑に入る前に、本案件の現地確認報告を8番、木村正美委員にお願いします。

8番 木村委員

番号1について、ご報告いたします。場所は総会資料の24ページにあります『4条：〇〇』となっている所で、〇〇から北へ約100mで〇〇さんのご自宅に隣接する場所です。詳細な位置などは、別冊資料1の9～13ページをご覧下さい。本件は、〇〇さんの既存宅地が手狭な事から宅地の拡張を行う計画ですが、計画面積も必要最小限で妥当であり周囲への影響も少ないと認められる事から、許可相当と見て参りました。なお、事前着工はありませんでした。

議 長

現地確認報告が終わりました。ただ今から質疑に入ります。質疑、ご意見ございませんか。

(なし)

議 長

なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委 員

「全員挙手」

議 長

全員挙手であります。よって議案第2号は、原案のとおり決定いたしました。

日程第5、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

ただ今上程されました議案について説明いたします。

(議案書朗読説明)

許可申請事項について説明いたします。

番号1、〇〇が所有する畑1筆、面積183㎡について、〇〇整備のため、〇〇と売買しようとするものです。

番号2、〇〇が所有する田1筆、面積139㎡について、宅地を拡張し、〇〇整備のため、弟の〇〇に贈与しようとするものです。

番号1について、周囲の状況は農地と農地外が混在しており、第1

種農地、第3種農地に該当しない第2種農地であり代替性がないことから、番号2については、申請農地は10ha以上の一団の農地であることから第1種農地に区分されますが、計画内容が既存施設の拡張であり、かつ、拡張する部分の面積が既存施設の面積の2分の1以下であることから、それぞれ農地転用許可基準を満たしているものと思われまます。なお、別冊にてこの申請に係る地図等を配布しておりますので、併せてご覧下さるようお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑に入る前に、本案件の現地確認報告について、番号1を南野久晃推進委員、番号2を8番、木村正美委員にお願いします。

南野 推進委員

番号1について、ご報告いたします。場所は総会資料の25ページにあります『5条：〇〇・〇〇』となっている所で、〇〇にある〇〇から南東へ約150mの場所です。詳細な位置などは、別冊資料1の15～19ページをご覧下さい。本件は、〇〇さんが隣接する宅地等を一体的に購入し、宅地にある住宅で〇〇さんが行っている〇〇を出来るようにリフォームするとの事で、その際の〇〇が不足になるため農地転用の申請がされたものです。計画面積も妥当であり周辺農地への影響も少ないと認められることから、許可相当と見て参りました。なお、事前着工はありませんでした。

8番 木村委員

番号2について、ご報告いたします。場所は総会資料の24ページにあります『5条：〇〇・〇〇』となっている所で、先程の4条申請の〇〇さんと隣接する場所です。詳細な位置などは別冊資料1の9～12ページをご覧下さい。こちらの案件については、〇〇さんと〇〇さんはお兄弟であり、〇〇さんが自宅に隣接する〇〇さんの所有農地を宅地として利用する相談を行い、今回の申請になったとの事です。計画面積も必要最小限で妥当であり、周辺農地への影響も少ないと認められることから、許可相当と見て参りました。なお、事前着工はありませんでした。

議長

現地確認報告が終わりました。ただ今から質疑に入ります。質疑、ご意見ございませんか。

(なし)

議長

なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委員

「全員挙手」

議長

全員挙手であります。よって、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

日程第6、議案第4号、農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

ただ今上程されました議案について説明いたします。

(議案書朗読説明)

始めに所有権移転の計画内容について説明いたします。

番号1、〇〇が所有する田2筆、面積計8,513㎡について、〇〇と売買しようとするものです。本案件について、別冊にてこの申請に係る地図等を配布しておりますので、併せてご覧下さるようお願いいたします。次に、利用権設定の計画内容について説明いたします。

番号1、〇〇が所有する田2筆、面積計5,815㎡、

番号2、〇〇が所有する田2筆、面積計3,757㎡について、
〇〇と。

番号3、〇〇が所有する田1筆、面積4,030㎡について、
〇〇と。

番号4、〇〇が所有する田8筆、面積計19,303㎡について、
〇〇と。

番号5、〇〇が所有する田2筆、面積計3,942㎡、

番号6、〇〇が所有する田1筆、面積2,010㎡について、
〇〇と、それぞれ利用権を再設定するものであります。

番号7、〇〇が所有する田5筆、面積計23,438㎡について、
認定新規就農者である子の〇〇と。

番号8、〇〇が所有する田5筆、面積計6,859㎡、

番号9、〇〇が所有する田6筆、面積計14,029㎡について、
〇〇と。

番号10、〇〇が所有する田1筆、面積3,190㎡について、
〇〇と、それぞれ新規に利用権を設定するものです。

番号11、〇〇が所有する田1筆、面積4,107㎡について、
〇〇と利用権を再設定するものです。

いずれの案件につきましても農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、許可相当であると認められます。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑に入る前に、所有権移転の現地確認報告を細川健一推進委員にお願いします。

細川 推進委員

所有権移転の番号1についてご報告いたします。場所は総会資料の24ページにあります『利用集積：〇〇・〇〇』となっている所で、〇〇から南東へ約600m向かった場所にあります。詳細な位置などは別冊資料1の21～22ページをご覧ください。本件は、利用集積計画での所有権移転という事ですが、現地についてはこれまで今回買い受ける〇〇さんの父である〇〇さんが、賃貸借により水田として利用してきた農地であり、所有権移転後も引き続き同様に利用する計画ですし、取得者の〇〇さんは認定農家で大規模に経営しておりますので、問題はないものと判断されます。

議長

現地確認報告が終わりました。ただ今から質疑に入ります。質疑、ご意見ございませんか。

(なし)

議長

なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。議案第4号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委員

「全員挙手」

議長

全員挙手であります。よって、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

日程第7、議案第5号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

ただ今上程されました議案について説明いたします。

(議案書朗読説明)

番号1、願出人は所有者の〇〇、願出の土地は畑2筆、面積計1,622㎡です。非農地となった事由は、平成元年に隣接する宅地の持ち主の仮登記地となってから、その宅地の持ち主が宅地と一体的に利用してしまったとの事です。

番号2、願出人は所有者の〇〇、願出の土地は田1筆、面積71㎡です。非農地となった事由は、昭和62年頃に隣接する〇〇番の既存作業所に農業用施設として下屋を増築し、農業機械の保管場所及び付帯の管理敷地として一体的に使用しているとの事です。

番号3、願出人は所有者の〇〇、願出の土地は畑1筆、面積221㎡です。非農地となった事由は、平成元年頃に物置を建てたほかに植栽、歩道ブロック、池等を設置して庭園として使用しているとの事です。

以上説明いたしました案件にかかる現地確認書を 20～21 ページに添えておりますが、非農地となってから 20 年以上経過しており、農地に復旧することが困難である事から、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地ではないと思われます。なお、別冊にてこの申請に係る地図等を配布しておりますので、併せてご覧下さるようお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。質疑に入る前に、本案件の現地確認報告について、番号 1 を山田裕明推進委員、番号 2 を細川健一推進委員、番号 3 を南野久晃推進委員にお願いいたします。

山田 推進委員

番号 1 についてご報告いたします。場所は総会資料の 24 ページにあります『適用外：〇〇』となっている所で、3 条の申請でありました〇〇さんと〇〇さんの贈与の申請地に隣接する場所です。詳細な位置などは別冊資料 1 の 1～3 ページをご覧下さい。現地は平成元年頃に仮登記地となり、その後、隣接している宅地と一体的に利用してしまい宅地化している状態でした。現在の状況となってから 20 年以上が経過しており、適用外証明も止むを得ないと判断されます。

細川 推進委員

番号 2 についてご報告いたします。場所は総会資料の 24 ページにあります『適用外：〇〇』となっている所で、申請者の〇〇さんのご自宅に隣接する場所です。詳細な位置などは別冊資料 1 の 23～26 ページをご覧下さい。現地は、今回願出するにあたり作業所の下屋が畑にはみ出している部分について、分筆し杭が立っておりました。昭和 62 年頃から農地法の手続きが必要な土地とは知らずに利用され、現在の状況となってから 20 年以上が経過しており、適用外証明も止むを得ないと判断されます。

南野 推進委員

番号 3 についてご報告いたします。場所は総会資料の 25 ページにあります『適用外：〇〇』となっている所で、5 条申請でありました〇〇さんと〇〇さんの申請に隣接する場所です。詳細な位置などは別冊資料 1 の 15～19 ページをご覧下さい。現地は、ご自身で建築された物置や植栽、歩道ブロック等が設置され、隣接する宅地と一体的に使用している状況でした。農地法の手続きが必要な土地とは知らずに利用され、現在の状況となってから 20 年以上が経過しており、適用外証明も止むを得ないと判断されます。

議 長

現地確認委員の報告が終わりました。ただ今から質疑に入ります。質疑、ご意見ございませんか。

(なし)

議 長 なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。議案第5号、農地法の適用外証明願に対する可否決定について、願い出のとおり証明することに賛成の方の挙手を求めます。

委 員 「全員挙手」

議 長 全員挙手であります。よって、議案第5号は願い出のとおり証明することに決定いたしました。

 日程第8、議案第6号、農地法第30条の規定による農地利用状況調査に係る農地・非農地の判断に対する可否決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 ただ今上程されました議案について説明いたします。

 （議案書朗読説明）

 本議案につきましては本年6月から7月にかけて実施した農地利用状況調査により、7月20日に行った農地有効利用検討会において「非農地」として判定した農地の所有者等に対し、「遊休農地の非農地判断に係る事前通知書」を9月17日付で発送し、所有者等から「非農地証明願」が提出された農地について今回、非農地判断の可否をお諮りするものです。利用状況調査に伴う農地・非農地の判断対象農地について、所有者名と土地の登記地目とその筆数のみご説明いたします。

 番号1、〇〇が所有する畑1筆。

 番号2、〇〇が所有する田4筆。

 番号3、〇〇が所有する畑2筆。

 以上3件、計7筆について、いずれも農地の状況は議案書の調査内容及び備考欄に記載のとおり状況であり、利用状況調査班において非農地と判定しているところです。なお、別冊にてこの案件に係る地図等を配布しておりますので併せてご覧下さるようお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。ただ今から質疑に入ります。質疑、ご意見ございませんか。

 （なし）

議 長 なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。議案第6号、農地法第30条の規定による農地利用状況調査に係る農地・非農地の判断に対する可否決定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委員 「全員挙手」

議長 全員挙手であります。よって、議案第6号は原案のとおり決定いたしました。

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして本日の会議を閉会といたします。

閉会時刻 午後2時45分

以上が令和3年12月21日、雫石町役場3階大会議室に於いて開催された、雫石町農業委員会総会の審議経過及び結果に相違ないことを証にするためここに署名する。

令和 3 年 12 月 21 日 開催

議長 会長

議事録署名人 8 番

10 番
